

○奈良県における開発許可制度等の沿革

年 月 日	事 項 等
昭和36年11月 7日	宅地造成等規制法が公布される。
昭和38年10月 9日	宅地造成工事規制区域の第1次指定がなされる。（「生駒市、香芝市、平群町、三郷町、当麻町、王寺町」の一部）
昭和38年11月15日	「宅地造成等規制法施行細則（奈良県規則）」を公布、施行する。
昭和39年 7月10日	住宅地造成事業に関する法律が公布される。
昭和40年 4月 6日	宅地造成工事規制区域の第2次指定がなされる。（「香芝市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町」の一部）
昭和41年 3月12日	宅地造成工事規制区域の第3次指定がなされる。（「奈良市、天理市、大和郡山市、生駒市、三郷町、斑鳩町」の一部）
昭和43年 1月16日	「住宅地造成事業に関する法律」による地域指定（建設省告示）により「奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市香芝市、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町」における1ha以上の住宅地の造成について認可が必要となる。
昭和43年 1月23日	「住宅地造成事業に関する法律施行細則（奈良県規則）」により「奈良市（一部を除く）、生駒市、香芝市、斑鳩町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町」において規制規模が0.3haとなる。
昭和43年 6月15日	都市計画法が公布される。
昭和44年 6月14日	都市計画法が施行される。
昭和45年11月10日	「都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（奈良県規則）」を公布する。（施行は昭和45年12月28日）
昭和45年12月28日	大和都市計画区域が指定され、線引きが決定される。 本県で開発許可制度を適用する。
昭和47年 9月16日	「市街化区域内における開発行為の許可要綱」及び「開発行為に関する技術基準」を施行する。
昭和48年 3月24日	宅地造成工事規制区域の第4次指定がなされる。（「桜井市、五條市、

	御所市、榛原町、吉野町、大淀町、下市町」の一部)
昭和48年 4月 1日	市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限に関する事務を郡山、高田及び桜井土木事務所長に委任する。
昭和48年12月14日	吉野三町都市計画区域が指定される。
昭和50年 4月 1日	法改正により、特定工作物が規制の対象とされること、既存宅地確認制度が創設されること及び未線引き都市計画区域において開発許可制度が適用されることとなる。 また、政令附則第4条の2ただし書に基づき「都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則」により吉野三町都市計画区域において開発許可を要する開発区域の規模を1,000㎡とする。
昭和53年 9月26日	大和都市計画区域の都市計画区域及び線引きが変更される。
昭和54年 7月 1日	政令第19条ただし書に基づき「都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則」により「奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、明日香村、新庄町、當麻町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町」の市街化区域内において開発許可を要する開発区域の規模を500㎡に引き下げる。 市街化区域内で行われる1,000㎡未満の開発行為に係る事務を郡山、高田及び桜井土木事務所長に委任する。 また、「1,000㎡未満の開発行為に係る技術基準」を施行する。
昭和57年 4月 1日	市街化区域内で行われる1,000㎡未満の開発行為に係る事務及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限に関する事務を奈良土木事務所長に委任する。
昭和59年 1月24日	吉野三町都市計画区域の線引きが決定される。
昭和60年 8月30日	大和都市計画区域の線引きが変更される。
平成 2年 4月 1日	奈良市に開発許可制度等に係る事務を委任する。
平成 2年 7月27日	吉野三町都市計画区域の線引きが変更される。
平成 2年10月 1日	「奈良県開発許可要綱」を施行し、「市街化区域内における開発行為の許可要綱」、「開発行為に関する技術基準」及び「1,000㎡未満の開発行為に係る技術基準」を廃止する。 また、「宅地造成等規制法に関する技術基準」を施行し、「宅地造成等規制法に関する指導要領」を廃止する。

平成 3年 8月 1日	宅地造成等規制法の改正により、宅地造成工事規制区域の指定権限が建設大臣から知事となる。
平成 4年12月25日	大和都市計画区域の線引きが変更される。
平成 5年 6月25日	政令第19条第2項の改正により、本県の都市計画区域内のすべての市街化区域内において開発許可を要する開発区域の規模が500㎡とされる。
平成 6年 4月 1日	「開発行為許可申請の手引きと様式」及び「宅地造成に関する工事の許可申請の手引きと様式」を施行する。
平成 6年10月 1日	「開発許可制度等に関する審査基準集」、「奈良県開発許可要綱（解説付き）」及び「宅地造成等規制法に関する技術基準（解説付き）」を施行する。
平成 8年 4月 1日	大和都市計画区域及び吉野三町都市計画区域において新用途地域（8用途地域→12用途地域）が決定される。
平成10年 9月 1日	「開発許可制度等に関する審査基準集」を全面改正し、「開発許可制度等に関する審査基準集（立地基準編）」及び「開発許可制度等に関する審査基準集（適用除外編）」を施行する。
平成11年10月 1日	「開発許可制度等に関する審査基準集の解説」を施行する。
平成12年 4月 1日	地方分権一括法の施行により、開発許可制度等に係る事務が従来の機関委任事務から自治事務となる。 また、地方自治法に基づく「奈良県事務処理の特例に関する条例」により、奈良市が開発許可制度等に係る事務を処理することとなる。
平成13年 5月15日	大和都市計画区域及び吉野三町都市計画区域の線引きが変更される。
平成13年 5月18日	都市計画法の改正により、都市計画区域外においても開発許可制度が適用されることとなる。また、既存宅地確認制度が廃止される。
平成14年 4月 1日	奈良市の中核市移行により、奈良市内の開発許可制度に係る事務が奈良市長の権限に属する事務となる。
平成15年 3月28日	「都市計画法施行令第31条ただし書の規定による開発区域の面積を定める条例」を公布する。（施行は平成15年4月1日）
平成15年11月 1日	「開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）」を施行し、「奈良県開発許可要綱」を廃止する。

平成22年 3月31日	地方自治法の規定により、奈良土木事務所長、五条土木事務所長及び宇陀土木事務所長に委任されていた開発許可に係る事務が、それぞれ郡山土木事務所長、高田土木事務所長及び桜井土木事務所長に委任される。
平成23年 5月10日	「平成23年5月10日 大和都市計画区域の線引きが変更される。」
平成24年 5月 1日	「開発許可制度等に関する審査基準集(技術基準編)」・「宅地造成規制法に関する技術基準」の一部改正する

○工事写真撮影要領

第1 この要領は、都市計画法第29条または宅地造成等規制法第8条の許可を受けた工事の、工事途中において工事施行状況を把握するため報告を求めた場合、または工事完了検査にあたって、許可を受けた内容のとおり工事が施工されているかどうかを確認する場合に必要となる工事写真の撮影方法及び整理方法等について定めたものである。

第2 工事写真の撮影時期及び箇所は、次に示すものを標準とする。

1. 着手前及び完成の全景写真
2. 施工状況写真（各種別・工程毎）
 - ①土工〔伐開・除根、表土はぎ、段切り、掘削・床堀、理戻・盛土等〕
 - ②基礎工（寸法、形状、位置、数量等）
 - ③石積み工、ブロック積み工、及び透水層については、基礎から高さ1m増す毎の状況
 - ④コンクリート擁壁〔鉄筋、無筋共〕については、躯体の出来形
 - ⑤鉄筋コンクリート擁壁については、底版、たて壁その他断面計算を行った箇所の配筋状況
 - ⑥水抜穴の設置の状況
 - ⑦集・排水工、その他の構造物（寸法、形状、位置、数量等）
 - ⑧防災工事〔土堰堤、沈砂池、地下排水溝等〕（寸法、形状、位置、数量等）
 - ⑨その他必要なもの
3. 許可標識掲示状況、建設業標識等掲示状況
4. その他

第3 写真の撮影にあたっては、次の事項に注意すること。

1. 工事写真は、撮影年月日、工事名、工種名、施工場所、必要数値を表示した小黒板等を入れて撮影すること。
2. 構造物等の寸法測定写真は、すべて箱尺等の測定器具をあて、構造物等の寸法を、明確に読みとることができるようにするとともに断片的な撮影だけではなく、広範囲の撮影もすること。
3. 構造物は、タイプ毎及び箇所毎にすべて撮影すること。

第4 写真の規格・整理等は次によるものとする。

1. 写真はカラーとし、写真の大きさはサービスサイズ以上の大きさとする。
2. 工事写真は、A4判の工事写真帳に整理すること。
3. 工事写真帳の表紙には、許可年月日、許可番号、工事施行場所、申請者名及び工事施行者名を記入すること。
4. 工事写真には、工事写真帳の余白に説明書きを記入し、工程毎に見出しを付けること。
5. 構造物が多数ある場合は、工事写真帳に構造物の標準図（A4判）を添付すること。

第5 工事写真の提出部数は次によるものとする

1. 工事写真は「工事完了届出書」または「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」の提出時に、1部提出する。
2. 工事途中において報告を求めた写真については、その指示する部数。

○建築基準法第 88 条（工作物への準用）

建築基準法第 88 条（工作物への準用）

第 2 項

令第 138 条（工作物の指定） 第 3 項

製造施設等の工作物について

コンクリート、アスファルト・コンクリート等の粉砕で原動機を使用し処理を行い、車輪等を有する自走式の装置について、次のいずれかに該当するものは「工作物」として取り扱う。

ただし、工事を施工するために現場内において、工事の期間中のみ設置されるものについては、「工作物」に該当しない。

（1）杭、ピット等に固定されているもの、又は付帯設備が固定的に設置されているもの。

（2）同一敷地内で継続的に使用されているもの。

<改定年月日>平成 15 年 5 月 1 日

※詳細等については、各特定行政庁にお問い合わせください。